

平成 3 0 年

第 8 回西原村臨時会会議録

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成30年第8回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
11月26日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (承認第5号・議案第70号～ 第73号)	

提 出 議 案 等

(平成30年11月26日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成30年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」
- 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 議案第73号 工事請負変更契約の締結について

目 次

第1号（11月26日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（承認第5号・議案第70号～第73号）	5
日程第 4 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について 「（専第5号）平成30年度西原村 一般会計補正予算（第4号）につい て」	6
日程第 5 議案第70号 工事請負契約の締結について	8
日程第 6 議案第71号 工事請負契約の締結について	8
日程第 7 議案第72号 工事請負契約の締結について	8
日程第 8 議案第73号 工事請負変更契約の締結について	13
閉 会	14
署 名	15

第 1 号 (11月26日)

平成30年第8回西原村議会臨時会会議録

平成30年11月26日、平成30年第8回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成30年11月26日（月曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第5号・議案第70号～第73号）
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）平成30年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」
- 日程第 5 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第73号 工事請負変更契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (1名)

8 番	林 田 直 行 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
総務課長	西山春作君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は林田議員より欠席届が出ております。

第8回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第8回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、坂本隆文君、4番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。本日はお世話になります。

平成30年第8回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、工事請負契約の締結について等をお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位には、ご多忙とは存じますが、臨時会をお願いいたしました。

平成28年熊本地震により被災しておりました大切畑及び古閑地区の宅地等普及工事につきまして、工事の入札が終わりましたので、今回、工事請負契約の締結などを提案させていただくものでございます。

ことしに入り、8回目の臨時会でありますが、一日も早く熊本地震により被災した宅地等の復旧を完成させ、再び住民の方々の安心した生活を取り戻していただきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第5号、専決処分報告及び承認について「（専第5号）平成30年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」ご説明いたします。

今回の補正は、総額は変わりませんが、歳出で、さきの9月定例会後の9月20日から21日にかけて発生した集中豪雨により農地が被災し、災害査定

ため測量設計を行う必要が生じ、そのため、急遽予算の補正が必要であったことから、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算計上をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第70号から議案第72号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して説明させていただきます。

議案第70号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）。

議案第71号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（古閑01）。

議案第72号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）。

以上3件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業でありまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第73号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成30年3月の定例会におきまして議決いただきました、大切畑地区宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事につきまして、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては、専決処分の報告及び承認1件、議案4件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）平成30年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成30年11月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第5号、平成30年度西原村一般会計補正予算

(第4号)。

平成30年度西原村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,389万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月9日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費122万1,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧測量設計委託料の増額でございます。

また、予備費から同額を減額補正しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員(山下一義君) 7番議員、山下です。

今回のこの測量設計の場所は、どの辺になりますか。

○議長(宮田勝則君) 建設課長。

○建設課長(吉田光範君) 今回の専決させていただいた場所につきましては、5カ所9工区を予定しております。主に河原方面で、灰床、若水、小野、瓜生迫、市川原でございます。以上でございます。

○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成30年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定いたします。
暫時休憩します。

(午前10時13分)

(午前10時13分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第70号から日程第7、議案第72号までの工事請負契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) おはようございます。

それでは、議案第70号から議案第72号まで説明させていただきます。

議案第70号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第4号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事(大切畑05)。

2、契約金額、8億6,336万8,247円(税抜き額7億9,941万5,044円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡赤星2114番地1、会社名、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体、代表者、代表取締役、前川浩志。

続きまして、議案第71号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第5号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事(古閑01)。

2、契約金額、3億8,510万3,865円(税抜き額3億5,657万7,653円)。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇市役犬原98-3、会社名、杉本・草村特定建設工事共同企業体、代表者、代表取締役、杉本素一。

議案第72号について説明いたします。

議案第72号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第2号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事(古閑01)。

2、契約金額、3億69万6,134円(税抜き額2億7,842万2,347円)。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇市役犬原98-3、会社名、杉本・草村特定建設工事共同企業体、代表者、代表取締役、杉本素一。

議案第70号から議案第72号につきましては、今月12日に入札いたしました。今回の震災復興推進課に係る入札については、初めての共同企業体による大規模工事の入札となり、特定建設工事共同企業体方式を採用させていただき、それぞれの案件について契約相手が決まり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める案件となり、本日提出させていただきました議案でございます。

議案第70号につきましては、昨年度末に入札させていただきました大切畑地区の宅地耐震化推進滑動崩落対策工事固結工に引き続き、大規模盛土滑動崩落対策工事及び小規模住宅地区等改良工事の合冊入札でございます。今回は、大規模盛土滑動崩落対策工事が議決を求める案件となっております。

議案第71号及び議案第72号につきましては、古閑の大規模盛土滑動崩落対策工事及び小規模住宅地区等改良工事の合冊入札でございます。それぞれが議決を求める案件となっておりますので、今回の議案を提出させていただきます。

どうか、議員各位におかれましては、ご審議の上、よろしく願います。

○議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前10時21分)

(午前10時22分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、議案第70号の説明で、住所等の変更の申し出がありますので、復興推進課長に訂正を求めますので、復興推進課長、説明の訂正をお願いいたします。

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) 議案第70号で説明いたしました、3、契約の相手方の所在地を熊本県菊池郡と申しあげましたが、正確には熊本県菊池市赤星2114番地1でございますので、よろし

くお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑においては挙手の上、議案番号を先に言ってもらって、質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

議案第70号、図面が2枚目の図面ですけれども、石垣等が今からつくられるわけですけれども、その上には住宅地が今かと待っておられますけれども、この住宅の方々との話し合い、排水とか場所とか、その辺の話し合い等は1軒1軒されているのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）議案第70号につきましては、大切畑地区でございまして、それぞれの集落に対しましては、図面を広げて、排水関係、道路関係、それぞれの協議をしながら、こういった案件の図面ができ上がったところでございます。

個別につきましては、また再度立ち会いながら、詳細な排水関係は、またその都度協議をしておりますけれども、全体的な図面の中で、やはり既存の水路あたりを生かしながら図面を書かせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）坂本です。

先日、大切畑地区の方々とちょっと話したときに、自分たちとっているようなのがちょっとずれていたりとかした話もございまして、例えば、家を建てて、ここからだったら眺めがよかったろうと思っていたら、ここに九電の電線が目の前のちょうど見えるところにあつたと、そういう話まであるんで、どうせだつたら、新しく建てるのであれば、本当に自分が思っていたような建物を建てて、風景もこういうふうと思っていたというふうに言われていたんで、その辺の話し合い等もいろいろ話されて、本当によかったと思えるような地区にさせていただきたいと思っておりますので、話し合いのほうも住民の方とよく話していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ただいまの案件につきましては、多分一戸の方が待ち切れずに家を建てられたところに電柱が目の前にあつたという案件でございまして、これは仕方がなく、我々も工事する際に、やはり電柱の移転等は避けて通れないところでございまして、特に九電あたりとも協議しながら、電柱の配置あたりは集落の方々や九電または我々と一緒になって協議していくんですけれども、どうしても避けられないところにはやっぱりそういうところの弊害が出てくるかと思っております。できるだけ住民の方々との

協議をしながら、前のほうに進めるような状態をしていきたいというふうに思っております。

特に、今回の案件で坂本議員がおっしゃられたのは、多分景観的に、個別の自宅からちょうど眺めるところにその電柱が配置されたということと言われたんだろうと思いますので、今後はそういった案件も含めながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

○3番議員（坂本隆文君） はい。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君） 議案第71号ですけれども、古閑地区の図面でありましてけれども、今回、この工期が平成30年から平成31年3月の工期になっておりますけれども、実際には大体いつまでかかるのか、恐らくこれじゃ終わらないと思いますけれども、それが一つと、古閑地区においては、特に道幅が狭いです。ですから、住民の人たちと業者の人たちが、例えば通勤、農作業等においてトラブルがあってはならない。また、事故もあってはならない。そういうところから、この通行の安全面について、企業さん、あるいは地元さんとのそういうふうな協議を今後する必要をお願いしたいと思います。

ですから、特に騒音、それから交通路の優先面。農業の人たちもそうだけれども、どちらを優先するのかをある程度、路側帯とか決めておかないと、また問題があってははいけませんので、その2件についてお願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君） 道路につきまして、古閑地区につきましては、特に万徳葛目線がメインの道路とはなっておりますけれども、今回は古閑地区でも西方といいまして、全体の滑動崩落地区になりますけれども、この道路につきましては数年前に改良されており、ある程度の拡幅で、我々としてはある程度の離合として車は通るんじゃないかろうかというふうに思っております。

また、古閑地区につきましては、さらに道路を1本、西側のほうに道路の拡張とか新道をつくるという計画をしておりますので、工事の際につきましては、地元の方々または農業の方々には不便が生じないような方策はとりましますけれども、余りそこまで心配する必要はないんじゃないかろうかというふうに思っております。

特に、工事の道路をつくるに当たりましては、多分工事の車両も結構多うございますけれども、その辺は規制をしながら、やはり片側通行なり何なりをさせていただくなどというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

農作業につきましては、迂回路あたりがございますので、その辺を活用させていただくならというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）工期の件。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）工期につきましては、一応、平成30年度入札でございまして、平成30年度内で契約をさせていただいて、またその時期が参りましたらば変更契約をさせていただきまして、平成32年3月をもって竣工させていただくならというところであります。

契約といたしましては、平成31年3月ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）山下議員、今のでよございますか。

○7番議員（山下一義君）はい、大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第70号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第70号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

次に、議案第71号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第71号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

次に、議案第72号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第72号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第73号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) それでは、議案第73号、工事請負変更契約の締結について説明させていただきます。

議案第73号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第1号、大切畑地区宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事。

2、変更前契約金額、1億7,928万円(税抜き額1億6,600万円)。変更後契約金額、2億3,891万9,760円(税抜き額2億2,122万2,000円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市赤星2114番地1、会社名、株式会社八方建設、代表者、代表取締役、前川浩志。

この議案第73号につきましては、昨年度末に入札させていただきました大切畑地区宅地耐震化推進滑動崩落対策工事の変更契約でございます。

当初設計が概算発注であったため、詳細設計確定後の図面数量に基づき、変更を行い、詳細設計確定後の工事施工に伴い必要となる仮設道路の設置を行いたいというふうに思っております。

また、本工事、固結工で使用するセメント材料及びセメント量を決定するための3カ所のボーリング調査及び第1回目の試験、固結材3種類で六価クロムが環境基準以上の溶出量が確認されたため、別の種類の固結材での試験費用等の追加を行いたい。その他、工事施工場所及び施工ヤード確保のため、工事に支障となる雑木の伐採や処分をさせてもらうならばと思ひまして、今回の変更契約とさせていただきます。

議員各位におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第73号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成30年第8回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

3 番議員 坂 本 隆 文

4 番議員 中 西 義 信